

徳島県告示第百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

徳島ターミナルビル

徳島市寺島本町西一丁目六一番地

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和六年徳島県告示第五百四十七号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつ

た件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

2 騒音の発生に係る事項

駐車場内の自動車走行音について低減に努めること。特に夜間における騒音発生に注意を払うこと。

また、周辺住民の間に騒音問題が発生した場合は真摯に対応すること。

3 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年三月二十八日から同年四月二十八日まで